

## 4 川崎市の目標値など

*(Target values in Kawasaki City, etc)*

## 4-1 環境目標値の設定について

(The setting of environmental target values in Kawasaki City)

平成12年12月1日  
川崎市告示第599号

### 環境目標値の設定について

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第3条の2の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件にかかる目標値を次のように定め、平成12年12月20日から適用する。

川崎市公害防止条例（昭和47年川崎市条例第12号）第19条第1項の規定に基づく大気の汚染に係る環境目標値（昭和47年川崎市告示第98号）は、平成12年12月19日限り廃止する。

物質	環境目標値	
	1時間値	0.10ppm以下
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下
	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075 mg/m <sup>3</sup> 以下
	年平均値	0.0125 mg/m <sup>3</sup> 以下

備考 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 $\mu$ m以下のものをいう。

## 4-2 対策目標値の設定について

(The setting of measure target values in Kawasaki City)

川崎市告示第183号

対策目標値の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第6条の規定に基づき、対策目標値を次のように定め、平成23年4月1日から適用し、平成12年川崎市告示第600号は、同日から廃止する。

平成23年3月31日

川崎市長 阿部孝夫

物質	対策目標値		達成年度
二酸化硫黄	1時間値	0.10ppm以下	
	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.04ppm~0.06ppmのゾーン内 又はそれ以下	全測定所で平成23年度から平成27年度の早期
浮遊粒子状物質	1時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	
	1時間値の1日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	